

16. 農業委員会と関わりなく電園復耕を復興する

平成23年3. 11東日本大災害直後にビニールハウスの上に置くソーラーパネルのアイデアが民間から農水省に提案されたが、農水省は農地法に抵触するとの懸念から否定的に回答した。しかしその後、農地の耕作放棄化が止まらない事を踏まえて、農水省は平成24年「農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築」の農地転用基準の見直しを発表した。そのなかの「低コスト耐候性ハウスの例」はまさにかつての提言を追認するものであった。さらに翌年の平成25年、農水省はプレスリリースという形で、「農地における営農型太陽光発電の緩和」を発表した。この二つの発表は農水省が、今までの様な、圃場整理や補助金政策では事態が打開できないとの認識に立ったと解釈できる。しかしこの発想が地方の農業委員会を直ちに動かすことはなく、また県によってその動きの速度にも違いがある。よって規制緩和を感じながらも、大規模温室栽培を本格的に建設する前に、小規模な営農型太陽光発電を広く普及して、緩和の素地をさらに進める様とする研究である。